下請契約等における暴力団排除に関する特約

発注者及び受注者は、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年西宮市条例第67号。以下「条例」という。)第7条及び西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱(平成25年7月1日実施。以下「要綱」という。)の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

- 1 受注者は、暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)及び暴力団密接関係者(同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)(以下これらを「暴力団等」という。)とこの建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他この契約の履行に伴い締結する契約(以下「下請契約等」という。)を締結してはならない。
- 2 受注者は、下請契約等を締結するときは、この特約に準じた規定を下請契約等に定めなければならない。
- 3 受注者は、次のいずれかに該当するときには、発注者に報告しなければならない。
 - (1) 下請契約等の受注者が暴力団等であることが判明したとき。
 - (2) この契約の履行に関して暴力団等から工事等の妨害その他不当な手段による要求(以下「不当介入」という。)を受けたとき。
 - (3) 下請契約等の受注者から当該者が発注した下請契約等におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。
- 4 発注者は、受注者及び下請契約等の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、 要綱第2条第5号に定める役員等についての名簿その他の必要な情報(以下「役員名簿等の情報」という。)の 提供を求めることができる。
- 5 発注者は、受注者から提供された情報を元請契約の発注者に提供することができる。
- 6 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が暴力団、暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方が(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約したと認められるとき。
 - (7) 受注者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約 の相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、 受注者がこれに従わなかったとき。
- 7 前項の規定による解除に伴い、受注者又は下請契約等の受注者その他関係者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 8 受注者は、この契約の契約金額(発注者と複数の契約を締結する場合には、その合計金額)が200万円を 超えるときは、発注者に対し、この契約の締結前に次の事項に関して元請契約の発注者に対する誓約書を提出

するものとする。

- (1) 受注者が暴力団等でないこと。
- (2) 下請契約等を締結するに当たり、暴力団等を下請契約等の受注者としないこと。
- (3) 下請契約等の受注者が暴力団等であることが判明したときは、その旨を発注者に報告するとともに、その者を下請契約等から排除すること。
- (4) 受注者は、前3号のほか、この契約の約定に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- (5) 受注者は、下請契約を締結したときは、下請契約の受注者から、この誓約書と同内容の元請契約の発注者に対する誓約書を下請契約の締結後直ちに元請契約の受注者に提出させること。
- (6) 受注者は、元請契約の発注者が、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当しないことを確認する ために、兵庫県西宮警察署長又は兵庫県甲子園警察署長(以下「警察署長」という。)へ意見照会することに 同意すること。
- (7) 前号の照会に当たり、元請契約の発注者が、役員名簿等の情報の提供を求めたときは、受注者はその役員等から役員名簿等の情報が警察署長へ提出されることの承諾を得て、元請契約の受注者に速やかに提出すること。
- (8) 受注者は、この契約の履行に伴い、暴力団等から不当介入を受けたときは、発注者に報告するとともに警察署長へ届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
- (9) 元請契約の発注者が、第6号の照会に対する回答又は警察署長からの通報等の情報を、第1項の趣旨に従い必要な措置を実施するため他の業務で使用し、又は西宮市長若しくは西宮市教育委員会に提供すること、及び西宮市水道局指名停止基準の規定に基づく指名停止に関する情報について、西宮市水道局入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱の規定に基づき公表することに同意すること。
- 9 受注者は、下請契約を締結する場合において、その契約金額(同一の者と複数の下請契約を締結する場合には、その合計金額)が200万円を超えるときは、前項に準じて当該下請契約の受注者に、元請契約の発注者に対する誓約書を下請契約の締結後直ちに提出させ、当該誓約書(第2項の規定により、この特約に準じて下請契約に定めた規定により提出させた誓約書を含む。)を発注者に提出しなければならない。
- 10 受注者は、前2項の規定により誓約書を提出する必要がない場合であっても、元請契約の発注者がその提出を求めた場合は、誓約書を提出しなければならない。
- 1 1 受注者は、下請契約の受注者が第9項に規定する誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求めるものとし、下請契約の受注者が応じないときは、その旨を元請契約の受注者に報告しなければならない。